

第2回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議 次 第

日 時：令和4年11月29日（火）21：00～

場 所：本部会議室（北庁舎2階）

1 開 会

2 議 事

（1）防疫措置の進捗状況について

（2）その他

3 閉 会

※本部会議の名称：対象事案は高病原性と確認されたことから、名称から低病原性を削除します。

第2回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議

日時：令和4年11月29日（火）

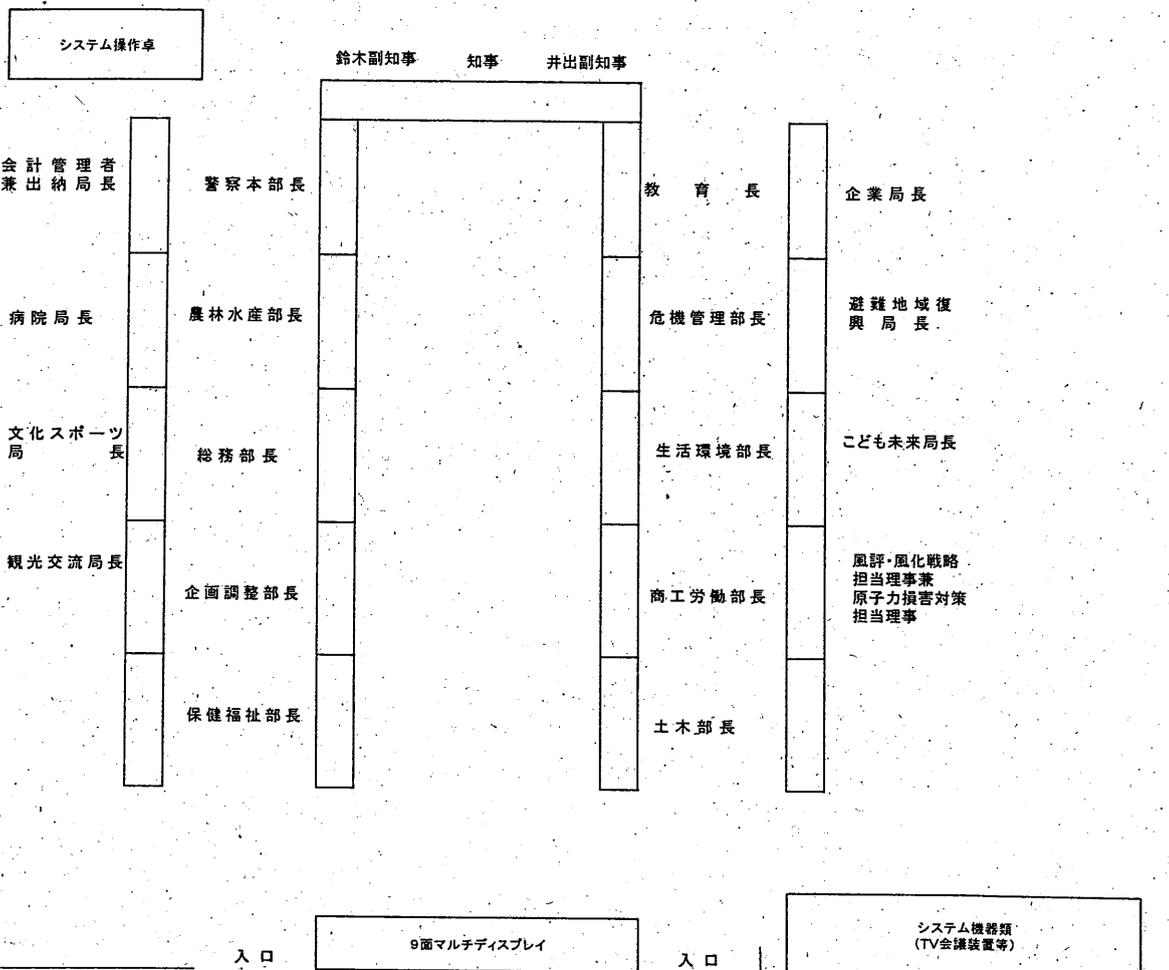
21:00～

場所：北庁舎2階 本部会議室

所 属	職 名	氏 名
	知 事	内堀 雅雄
	副知事	鈴木 正晃
	副知事	井出 孝利
総務部	部 長	安齋 浩記
危機管理部	部 長	渡辺 仁
企画調整部	部 長	橋 清司
生活環境部	部 長	久保 克昌
保健福祉部	部 長	國分 守
商工労働部	部 長	小笠原 敦子
土木部	部 長	曳地 利光
教育委員会	教 育 長	大沼 博文
警察本部	本 部 長	児嶋 洋平
会計管理者兼出納局	会計管理者(兼)局長	金子 市夫
企業局	局 長	山寺 賢一
病院局	局 長	三浦 爾
避難地域復興局	局 長	松本 雅昭
文化スポーツ局長	局 長	永田 嗣昭
こども未来局長	局 長	鈴木 竜次
観光交流局長	局 長	市村 尊広
風評・風化戦略担当事業兼原子力損害 対策担当事業		白石 孝之
農林水産部	部 長	小柴 宏幸
農林水産部生産流通総室	次 長	鈴木 幸則
畜 産 課	課 長	本多 巖
〃	専門獣医技師	三瓶 直樹

高病原性鳥インフルエンザ対策本部 会議座席表

R4.11.29



高病原性鳥インフルエンザの発生状況とこれまでの対応について

令和4年11月29日
農 林 水 産 部

1 農場の概要

- (1) 所在地：福島県伊達市
- (2) 飼養状況：肉用鶏 約17,000羽
- (3) 飼養棟数：2棟

2 経緯

11月28日(月)

- 8:45 農場から異常家きんの通報
- 13:30 県北家畜保健衛生所で簡易検査を実施し13羽中13羽陽性
- 14:30 福島県高病原性鳥インフルエンザ連絡会議を開催
- 15:20 中央家畜保健衛生所で精密検査を開始

11月29日(火)

- 3:00 疑似患畜の判定に備え、第1陣として県職員71名を現地へ派遣
- 4:00 精密検査の結果、H5亜型と確認
- 6:00 疑似患畜確定
- 6:00 第1回福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催
- 6:10 殺処分開始
- 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認
- 14:00 第2陣として県職員70名を現地へ派遣

3 防疫措置の進捗状況について(11月29日20時現在)

(1) 殺処分

17,000羽中11,396羽完了(進捗率67%)

(2) 動員者数について

延べ 200名

内訳：県職員 141名

市町村職員 34名

団体職員 25名

(3) 制限区域の設定

(ア) 半径3 km以内の1箇所 約14,000羽の農場に移動制限

11/29 9:40 移動制限区域内の農場1戸に立入、異常が無いことを確認

(イ) 半径3 km～10 km以内の22箇所 合計約630,000羽の農場に搬出制限

(4) 消毒ポイントの稼働について

4箇所を設置、稼働済み

高病原性鳥インフルエンザ発生時等の対応について

令和4年11月29日
保健福祉部

I 愛玩鳥等について（食品生活衛生課）

1 愛玩鳥（ペット）に関する相談の受付等

県民等からの愛玩鳥に関する相談に対しては、動物愛護センター又は同支所において、死亡状況等の詳細な聞き取りを行うとともに、必要に応じて現地調査を行い、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

2 動物取扱業者（鳥類を販売・保管・展示する施設）に対する指導等

鳥類を取り扱う動物取扱業者に対しては、飼育する鳥の健康観察等を徹底し、異常が認められた場合には、動物愛護センター又は同支所に速やかに通報するよう指導している。

また、異常鳥が発見されたとの通報があった場合は、動物愛護センター又は同支所において、現地調査を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザが疑われるときには迅速診断キットによる検査を行う。

なお、県内（中核市を含む）で鳥類を販売・保管・展示する動物取扱業施設数は、65施設（県23、福島市10、郡山市18、いわき市14）である。

令和4年11月29日時点で、県内の動物取扱業において管理されている鳥類に異常は確認されていない。

3 食鳥処理場における対応

(1) 大規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽を超える施設）

食肉衛生検査所の獣医師（食鳥検査員）が食鳥の生体検査の際に、高病原性鳥インフルエンザを疑う異常鳥を発見した場合には、迅速診断キットによる検査を行い、陽性の場合は家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

※ 大規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：3,857,807羽）

(2) 小規模食鳥処理場（年間処理羽数が30万羽以下の施設）

異常鳥が発見されたとの通報があった場合には、食肉衛生検査所において現地調査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの感染を疑う場合には、迅速診断キットによる検査を行うとともに、陽性の場合は家畜保健衛生所に通報し、連携しながら対応する。

なお、小規模食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者に対しては、異常鳥が認められた場合、速やかに食肉衛生検査所に通報するよう指導を実施するとともに、食鳥処理事業者との連絡体制についても整備している。

※ 小規模食鳥処理場：2施設（令和3年度処理羽数：11,222羽）

令和4年11月29日時点で、食鳥検査員による異常鳥の発見及び各処理場の食鳥処理衛生管理者からの異常鳥発見の通報はない。

4 緊急連絡網による対応

食品生活衛生課、動物愛護センター及び食肉衛生検査所並びに中核市保健所は、緊急連絡網により、関連する異常発生時等の情報を共有し、十分な連携を図りながら速やかに対応する。

5 県民に対する情報提供

食品生活衛生課ホームページにより、鶏肉や鶏卵の安全性や愛玩鳥の飼養者に対する注意喚起等の情報提供を行っている。

II 人の健康について（地域医療課）

1 死亡した家きん等の回収及び防疫作業に従事した職員の健康観察

鳥インフルエンザの確定検査が陽性であった場合、保健所において、獣医師等から感染症法第13条に基づく届出を受理する。

当該家きんの農場従事者の健康観察は、感染家きん等との最終接触日から10日間、管轄保健所にて行う。

防疫作業の従事者の健康状態を確認するために、各保健所から健康調査チームを本日（29日）早朝から現地の集合センターに派遣している。防疫作業員の健康観察については、最終作業日から10日間、各所属において健康観察を実施し、その結果を管轄保健所に報告する。

なお、下記に該当する症状を確認した場合、感染症指定医療機関への受診を勧奨する。

【症状】

38度以上の高熱、咳や息苦しさなどの急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

- ア 10日以内に鳥インフルエンザウイルスに感染している若しくはその疑いがある鳥（鶏、あひる、うずら等）、又は死亡鳥との接触歴（直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。）を有する者
- イ 10日以内に患者（疑い例を含む。）との接触歴を有する者

2 鳥インフルエンザに関連した県民の健康に関する相談

専用番号（024-521-7408）による相談窓口を設置し、住民からの相談対応を行っている。

平日 8時30分～21時00分

土日祝 9時00分～17時15分

3 県民に対する情報提供

ホームページにより、鳥インフルエンザの相談先を周知すると共に、症状や予防方法について情報提供を行っている。

※衰弱又は死亡した野鳥又はその排泄物を見つけた場合は、直接触れないこと。
もしも触れた場合には、速やかに手洗いをすること。